

冠省、当職らは、通知人池田修一氏（以下、「通知人」といいます。）の代理人として通知致します。

通知人は、貴社が発行する月刊誌『W e d g e』本年7月号に掲載した、ペンネーム村中璃子執筆にかかる記事「研究者たちはいったい何に駆られたのか 子宮頸がんワクチン薬害研究班 崩れる根拠、暴かれる捏造」について、近日中に、貴社並びに当時の編集長の大江紀洋氏、村中璃子こと中村理子氏（以下、「村中氏」といいます。）を被告とする名誉毀損の損害賠償請求訴訟を起こす予定です。

貴社が管理するホームページ『W E D G E I n f i n i t y』には、前記記事に関連した記事が現在も掲載されています。これらの記事は、全体的に、通知人がマウス実験について捏造行為をしたことを強く印象付ける意図で作成されており、随所に問題がありますが、その中核となる以下の記述について削除を求めます。

1. 村中氏執筆の2016年6月17日付記事「子宮頸がんワクチン薬害研究班に捏造行為が発覚 利用される日本の科学報道（後篇）」について、

① 表題の「子宮頸がんワクチン薬害研究班に捏造行為が発覚」



② 冒頭部分の「信じがたい捏造行為の存在だった。」

③ 記事末尾の「明らかになったのは驚くべき捏造の事実だった」

2. 村中氏執筆の同月23日付記事「子宮頸がんワクチン研究班が捏造 厚労省、信州大は調査委設置を利用される日本の科学報道（続篇）」について、

① 表題の「子宮頸がんワクチン研究班が捏造」

② 「実験担当者の供述」と題する項の、A氏が語った詳細の4の「しかし、池田教授はこの組み合わせのスライドだけを選んで公表した。」

③ 「明らかな意図」と題する項の末尾の「“捏造の意図”があったと結論付けざるを得ない。」

④ 記事末尾の「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち——これが国費を投じた子宮頸がんワクチン薬害研究班の実態だ。」

本状到達後、8月15日までに、通知人代理人清水宛てに、文書で、上記対応についてご回答ください。ファックスでも結構です。同期間内に削除がなされない場合には、この点も提訴する予定ですのでご承知おきください。

18-24



草々

平成 28 年 8 月 7 日

東京都千代田区神田小川町一丁目 3 番地 1

N B F 小川町ビルディング 3 階

被通知人 株式会社 ウェッジ

代表取締役 山本 雅弘 様

〒 1 6 0 - 0 0 0 3 東京都新宿区本塩町 1 2 番地

四谷ニューマンション 3 0 9 さくら通り法律事務所

電 話 0 3 ( 5 3 6 3 ) 9 4 2 1

F A X 0 3 ( 5 3 6 3 ) 9 8 5 6

通知人 池田 修一

通知人代理人 弁護士 清 水 勉

同 弁護士 出 口 かおり

〒 1 6 0 - 0 0 0 4 東京都新宿区四谷 2 丁目 4 番 1

ルネ四谷ビル 7 階 東京山手法律事務所

電 話 0 3 ( 5 3 6 3 ) 6 7 0 7

F A X 0 3 ( 5 3 6 3 ) 9 7 0 8

同 弁護士 野 間 啓

1817  
78-24



この郵便物は平成 28 年 8 月 7 日  
35789 号書留内容証明郵便物として  
利用されたことを証明します。  
日本郵便株式会社

28.8.7  
78-24